

緊急消防援助隊〇〇都道府県隊

後方支援活動要領

作成例

平成〇年〇月〇日

〇〇都道府県

緊急消防援助隊〇〇都道府県隊後方支援活動要領 目次

第1章 総論	・・・
第1 目的	・・・
第2 活動の原則	・・・
第2章 後方支援活動	・・・
第3 後方支援部隊の編成	・・・
第4 任務及び現場活動	・・・
第3章 事前準備	・・・
第5 各消防本部の事前準備	・・・
第6 〇〇都道府県の事前準備	・・・
第4章 相互協力	・・・
第7 相互協力	・・・
資料等	
別表第1 〇〇都道府県隊後方支援部隊の車両、保有資機材等	・・・
別表第2 〇〇都道府県隊後方支援部隊の編成、搬送分担等	・・・
別表第3 後方支援資機材等の搬送に関する協定締結民間事業者	・省略
別表第4 交替要員の搬送に関する協定締結民間事業者	・省略
別紙第1 野営場所設営イメージ図	・・・

緊急消防援助隊〇〇都道府県隊後方支援活動要領

第1章 総論

(目的)

第1 この要領は、緊急消防援助隊運用要綱（平成16年消防震第19号。）及び緊急消防援助隊〇〇都道府県隊応援等実施計画（平成〇年消第〇号。）に定めるもののほか、緊急消防援助隊〇〇都道府県隊（以下「〇〇都道府県隊」という。）の後方支援活動について必要な事項を定め、〇〇都道府県隊が円滑かつ安全に活動できる支援体制を構築することを目的とする。

(活動の体制)

第2 後方支援活動は、後方支援部隊を構成する各消防本部が一体となり、〇〇都道府県（又はブロック）単位での支援活動を行うものとする。

2 後方支援部隊長は、〇〇都道府県隊長の指揮の下、後方支援部隊を指揮するとともに、後方支援本部と密接に連携し、〇〇都道府県隊が派遣先で円滑かつ安全に活動ができる体制を構築するものとする。

第2章 後方支援活動

(後方支援部隊の編成等)

第3 〇〇都道府県隊の後方支援車両、保有資機材等は、別表第1のとおり。

2 後方支援部隊の編成、搬送分担等は、別表第2のとおりとし、〇〇都道府県（又はブロック）単位で後方支援部隊を編成し、後方支援活動を行うものとする。

(任務及び現場活動)

第4 後方支援部隊は、次に掲げる任務を行うものとする。

(1) 後方支援資機材及び物資の搬送

ア 各消防本部は、後方支援資機材及び物資を集結場所（又はブロック幹事消防本部）に搬送して後方支援部隊を編成するとともに、被災地への搬送は、資機材搬送車等を活用して〇〇都道府県（又はブロック）単位で搬送するものとする。なお、〇〇都道府県（又は後方支援本部）は、民間事業者による搬送が効果的と判断した場合には、搬送業務を委託するものとする。

イ 災害時の資機材及び物資の搬送に関する協定締結民間事業者は、別表第3のとおりとする。

(2) 宿営場所の設営及び維持管理

ア 〇〇都道府県隊長は、派遣期間、部隊規模、季節等を考慮し、宿営可能な施設の活用について現地消防本部と協議するものとする。

イ 宿営可能な施設の活用が困難な場合は野営を行うものとし、次に掲げる事項に留意してエアータント等の設営場所を決定するものとする。

(ア) 余震、河川氾濫等の2次災害のない場所

(イ) 雨水等の溜まらない平坦な場所

(ウ) 車両動線等を考慮し、静穏な場所

(エ) その他隊員の休息に適した場所

- ウ エアーテント等の設営イメージは、別紙第1のとおりとする。
- エ 宿営場所、資機材等の維持管理を行うものとする。
- オ 宿営場所内部及び周囲を定期的に巡視し、警戒警備を行うものとする。
- (3) 物資の調達等
- ア ○○都道府県隊の活動に必要な資機材、物資、燃料等は、原則として後方支援部隊が一括管理し、不足する場合には後方支援本部に対して要請するものとする。
- イ 派遣先で物資の調達等が必要な場合は、後方支援本部と連携し、後方支援部隊が調達等を行うものとする。
- (4) 交替要員の搬送等
- ア ○○都道府県隊長は、○○都道府県隊の活動が長期におよび隊員の交替が必要と判断した場合は、後方支援部隊長と協議し、後方支援本部に対して交替要員の派遣を要請するものとする。
- イ 交替要員は、人員搬送車等を活用して○○都道府県（又はブロック）単位で搬送するものとする。
- ウ ○○都道府県（又は後方支援本部）は、効率的な人員搬送及び派遣隊員の疲労軽減のため民間業者による搬送が必要と判断した場合は、人員搬送業務を委託するものとする。
- エ 災害時の交替要員の搬送に関する協定締結民間事業者は、別表第4のとおりとする。
- オ 後方支援本部は、派遣場所、交通事情等により、公共交通機関の活用も考慮するものとする。
- (5) 給食業務
- 後方支援部隊の行う給食業務は、○○都道府県（又はブロック）単位で統一した給食活動を実施するものとし、燃料、水等の節約及びごみの軽減に努めるものとする。
- (6) 衛生管理
- 後方支援部隊長は、宿営場所の衛生管理体制を確保するとともに、衛生資機材の整備、調達等に努めるものとする。
- (7) 通信連絡
- ア 後方支援部隊長は、○○都道府県隊との通信手段を確保し、○○都道府県隊の活動状況の把握に努めるものとする。
- イ 後方支援部隊長は、後方支援本部との通信手段を確保し、連絡体制を構築するものとする。
- (8) 活動の記録
- 後方支援部隊長は、カメラ及びビデオカメラを用いて○○都道府県隊の活動状況の記録を行うものとする。

第3章 事前準備

(各消防本部の事前準備)

- 第5 各消防本部は、所属する緊急消防援助隊登録部隊が現地で72時間以上活動可能な食糧、飲料水、個人装備品等について、事前準備に努めるものとする。
- 2 各消防本部は、後方支援資機材及び物資の整備に努めるものとする。
- 3 各消防本部は、後方支援資機材の取扱い訓練を定期的に行い、後方支援資機材取扱

いの習熟に努めるものとする。

(〇〇都道府県の事前準備)

第6 〇〇都道府県(又は代表消防機関)は、交替要員並びに後方支援資機材及び物資の搬送を効果的に行うため、民間事業者と災害時の協定締結に努めるものとする。

第4章 相互協力

(相互協力)

第7 都道府県及び各消防本部は、〇〇都道府県隊の後方支援活動が円滑かつ効果的に行われるよう、人員搬送、燃料調達、食料調達等の後方支援体制の構築のため相互協力を努めるものとする。

附 則

この計画は、平成〇年〇月〇日から施行する。